平成２３年（フ）第２１９７号
福岡県糸島市井田682番地16
債務者　松浦　将太
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２３０号
福岡市城南区茶山５丁目24番10号
債務者　小野　雅美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２４２号
福岡市東区香椎４丁目１番41号　シュライン参道103号
債務者　田中敏喬こと　徐　　敏隆
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２４３号
福岡市東区香椎４丁目１番41号
債務者　田中美保子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２４６号
福岡市西区上山門２丁目23番15号
債務者　山城　裕道
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２５２号
福岡市南区鶴田３丁目15番40号
債務者　久保　國子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２５６号
福岡県筑紫野市二日市北１丁目17番７号　エクセレント筑紫野101号
債務者　田中　京子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２５８号
福岡市東区城浜団地70番505号
債務者　畠山あつみ（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２７７号
福岡県宗像市赤間駅前２丁目３番21―704号
債務者　篠原　輝美
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２８０号
福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘１丁目13番20号
債務者　高尾　正之
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２８１号
福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘１丁目13番20号
債務者　高尾真由美
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２９３号
福岡県春日市下白水南３丁目83番地ダイチョウビル403号
債務者　中川　博紀
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３１７号
福岡市東区西戸崎１丁目18番22号
債務者　崎田　省三
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３２１号
福岡市中央区渡辺通１丁目９番２―501号
債務者　吉本　崇洋
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３２５号
福岡市南区長丘１丁目２番18号
債務者　川口　信也
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３５４号
福岡県春日市日の出町３丁目２番地１アーベインビオ春日６―215号
債務者　宮地　力一
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３５５号
福岡市南区塩原１丁目14番19―702号
債務者　宮地　秀則
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３６４号
福岡市博多区神屋町４番27号
債務者　釘本　忠明
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部